

2020 年 10 月 26 日

Lim グループ 御中

弁護士法人淀屋橋・山上合同
弁護士 木村 浩之

意 見 書

貴社よりお問い合わせ頂きました、竹花貴騎氏（以下「竹花氏」といいます。）の経歴及びこれに関連して経歴詐称と指摘されている問題につき、当職の見解は以下のとおりです。

まず、前提となる事実として、竹花氏は、2014 年頃から業務委託の形態で Google 社に勤務して CS データの収集や分析業務などを行っておりました。竹花氏は、かかる Google 社での勤務経験に基づき、過去において、自己の経歴につき、「Google 出身」と表現していた時期があります。ここで「出身」という表現については、勤務経験を有するという実質的な意味のほか、より狭く雇用関係を意味することもあり得ます。この点、竹花氏は形式的には Google 社と雇用関係にはなく、「出身」という表現は誤解を招くおそれがありました。このようなことから、竹花氏は、2020 年 4 月頃に Google 社の代理人弁護士より通知を受け、Google 社と雇用関係があったとの誤解を招く表現を全て削除するに至ったものです。なお、竹花氏は、Google 社での勤務後、2015 年にエス・エム・エス社での勤務（当初は業務委託の形態で同社のフィリピン子会社である SMS Philippine Healthcare Solution 社の設立に参画し、その設立後に COO として勤務）、さらに 2016 年・2017 年にリクルート社での勤務を経て、貴社グループを創設するに至っております。

以上が竹花氏の経歴ですが、インターネット上では、田端信太郎氏が YouTube で配信する動画において、「Google 出身」と表現していたことが経歴詐称であるとの指摘がなされ、これに端を発して、様々な方から同様の指摘が繰り返されている状況です。この点、上記で述べましたとおり、竹花氏は、勤務経験を有するという実質的な意味で「出身」と表現していたものです（そのこと自体は隠ぺいするものではなく、田端氏に対するコメントとして、業務委託の形態で勤務していたことを自発的に述べたものです）が、他方で、「出身」という表現はより狭く雇用関係を意味することもあり得ますので、雇用関係があっ

たとの誤解を招く表現であるという意味では、そのような指摘もひとつの意見ないし論評であるといえます。

しかしながら、経歴詐称であるとの指摘が人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評の域を逸脱したものである場合、あるいは意見ないし論評に加えて誤った事実を指摘することで竹花氏ないし貴社グループの名誉を棄損する場合には、そのような表現は違法な人格権侵害として法的に許されるものではなく、不法行為に該当することになります。この点、インターネット上の指摘には、竹花氏を「詐欺師」などと表現するもの、一方的に執拗に経歴詐称であるとの攻撃を繰り返すもの、エス・エム・エス社やリクルート社での勤務に係る経歴も詐称であるかのように表現するもの、さらには竹花氏個人にとどまらず、その所属する団体や貴社グループの提供するサービスが詐欺であるかのように表現して攻撃するものなどが散見されます。

このような行き過ぎた表現によって竹花氏ないし貴社グループの名誉を棄損することは法律上許されない行為であり、これらは名誉棄損として不法行為に該当するものと解されます。

以 上